

平成24年第2回多賀城市議会定例会会議録（第3号）

平成24年6月19日（火曜日）

◎出席議員（18名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典
会計管理者 永澤 雄一
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志
主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

きょうから一般質問です。慎重に御審議をお願いしたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において根本朝栄議員及び雨森修一議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は、簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力をお願いします。

11 番松村敬子議員の登壇を許します。

（11 番 松村敬子議員登壇）

○11 番（松村敬子議員）

それでは、通告に従い 2 点質問いたします。

初めに、多賀城市ホームページ改ざん事件についてお伺いいたします。

6月13日の行政報告において、本市ホームページが5月14日から18日までの間、3回にわたり改ざん及びウイルス被害を受けた報告がありました。事実5月16日に本市ホームページにグーグルのクロームブラウザよりアクセスした際、このような警告画面が表示されました。この内容を紹介いたします。

「警告、不正なソフトウェアが存在する可能性があります。多賀城ホームページには不正なソフトウェアが含まれています。このサイトにアクセスするとパソコンがウイルスに感染するおそれがあります。このまま実行すると不正なソフトウェアがパソコンにインストールされる可能性があります。過去にこのサイトにアクセスしたことがある場合やこのサイトを信用している場合でも、最近このサイトがハッカーにより侵害された可能性があります。今すぐこのサイトへのアクセスを中止し、あすもう一度お試しください、別のサイトを御利用ください」。

サイト上で検出された不正なソフトウェアについては、既に多賀城ホームページに通知いたしました。また、もう少しその件で詳細内容について、このようにあります。「過去90日間にこのサイトの一部で不審な動きが12回検出されています」。

また、これをグーグルが巡回したときの状況にこのように紹介されています。「このサイトで過去90日間、グーグルがテストした389ページのうち71ページでユーザーの同意なしに不正なソフトウェアがダウンロードされインストールされていることが判明しました。また、不正なソフトウェアは——」、ちょっと数字書いてあるんですけども、「トロイの木馬というものなどがあります」というような内容が一応ここにホームページ、グーグルのほうのこれに掲載されました。

もう一度繰り返しますと、つまり多賀城のホームページを閲覧すると、閲覧者のパソコンに同じウイルスに感染するおそれがあるという警告が出されていたということ。その原因には、第三者が正当なサイトに不正なコードを追加したとあります。また、多賀城市に既に警告を出している旨が表示されております。

このような事件は決してまれではなく、企業や公官庁のウイルス被害や不正アクセスによる個人情報流出などの報道はだれもが一度は耳にしたことがあると思います。有名な例では2002年の防衛庁の内部情報漏洩事件や、最近では昨年ソニーの全世界約7,700万人の個人情報流出や宮城県では阿部蒲鉾でも約3,200件の個人情報とカード情報が流出したとの報道がありました。また、私の身近でも登録していた会社のカード情報が流出し、不正請求をされそうになった方がおります。これは高速バスの料金支払いをネット上で手続したところ、この会社への何者かによる不正アクセスにより約17万人の個人情報と5万2,000人のカード情報が流出したためであります。

このように被害規模や内容はさまざまですが、このような事件が起こる原因のほとんどは不十分な情報セキュリティ対策と言えます。

きょう現在までの本市からの情報では、本市の改ざん、ウイルス被害について個人情報や内部情報の流出はなかったとのことですが、このような事件は本市の情報管理に対する信用

と信頼を損なうことにつながりますことから、次の5点について質問いたします。

まず1点目に、冒頭で紹介した警告画面には、「本市ホームページを閲覧することによって閲覧者のパソコンにウイルスが感染する可能性がある」とありました。このウイルスが閲覧者のパソコンに感染した場合、どのような被害が想定されると認識されているのでしょうか。

2点目、現在のホームページの「改ざん被害について」では、さきの質問のような閲覧者に起こり得る被害の説明などがされていません。仮に閲覧者のパソコンからウイルスが見つかって、それが本市のホームページを閲覧したことが原因と断定することができないことは承知しておりますが、ホームページの管理者の責任として、不正なソフトウェアの存在に気づいた段階で注意勧告を含めた説明があるべきと考えます。また、改ざん被害も行政報告の3回ではなく2回ととれるような説明となっており、なぜ2回、3回も被害があったのかなど本件の経緯、原因、対応、対策を含めた情報の開示と説明が不十分と考えますが、いかがでしょうか。

3点目、今回の件で本当に市役所の内部のネットワークへの不正アクセスはなかったのでしょうか。

第4点目、6月14日付のホームページ、また行政報告には、「本市としては民間通信業者に対して、さらなるウイルス対策の徹底等について申し入れを行いました」とありますが、再発防止の対策はこれだけでしょうか。ほかにどのような対策をとられるのでしょうか。

5点目、多賀城市には情報セキュリティポリシーが策定され、一般公開されております。その基本方針の7、情報資産の脅威、2には次のように書かれております。

職員または委託事業者による意図しない操作、故意の不正アクセスまたは不正操作によるデータやプログラムの持ち出し、盗聴、改ざん、消去、機器及び記録媒体の盗聴等とあり、今回のような事件が当然発生する可能性を想定しており、その対策として、8、情報セキュリティ対策(2) 人的セキュリティ対策では、情報資産を取り扱う職員及び委託事業者の情報セキュリティに関する責任等を定めるとともに、ポリシーの周知徹底を図るため、教育及び啓発等の必要な対策を講ずる。(3) 技術的セキュリティ対策では、情報資産への脅威から保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス策、外部ネットワークからの不正アクセス対策等、技術的な対策を講ずる。と書かれております。

この基本方針から今回のような事件が起こり得ることは想定内で、その対策もとられていたはずと考えますが、それでも今回の事件が起きたということは、このセキュリティポリシーが適切に遵守されなかった。または対策自体が不十分だったということだと思われる。

そこで、全職員の情報セキュリティ対策に対する意識の底上げと現システムの見直しを行う上で、本市でも情報セキュリティマネジメント(ISMS)の承認所得をすべきと考えますが、いかがでしょうか。本市の見解をお伺いいたします。

次に、防災対策について伺います。

私たちは昨年、東日本大震災で余りにも重い過酷な経験をしてしまいました。それはだれもが経験をしたことのないことであり、余りにも悲惨な出来事でありました。私はいまだに津波被害に遭った我が家の家の前に呆然と立ちすくむ市民の姿が脳裏から離れません。本市の復旧・復興の道のりは緒についたばかりで、まだまだこれからであり、今なお多くの方が仮設住宅での不安生活を余儀なくされております。しかし、私たちはその中できょうまで互いに励まし合い、支え合い、乗り越えてくることができました。改めまして、被災された市民の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、皆様の底力に敬意を表する次第であります。

さて、私たちだれもがこの大震災を通し、長期の間、避難生活を余儀なくされました。それは避難所での生活、また自宅での避難生活、親戚を頼り県外での避難生活等々さまざまな形でありましたが、その避難生活を通し、今までの災害経験では気づかなかったさまざまな多くの課題が見えてまいりました。その中で見えてきた大きな課題の一つが、災害対策に女性の視点が欠けているために、いざ災害が起きると多くの女性に大変な苦勞があったという厳しい現実です。

例えば備蓄品の中に粉ミルクはあるけれどもお湯も哺乳瓶も消毒するものもない。避難所では授乳する場所も着がえる場所もない。トイレは男女共有で大変使いにくかった。下着を干す場所がない。顔を洗っても化粧水もなかった。生理用品を男性職員から手渡されて気まずかったなど、避難所を回ったとき、このような多くの女性の声が寄せられました。そのほかにも避難所の運営、炊き出しのあり方、子供、高齢者、自宅避難者等の対応のさまざまな課題もありました。

そこで、本市は、今回の大震災によりさまざまな課題が浮き彫りになったことから、現場の声を吸い上げ、実情に合った防災計画をつくるため、計画の見直しをしようとしております。そこで、その見直しに当たり、地域の人脈、子育て、介護等の経験を持つ生活に密着した女性の視点を反映させるため、計画決定機関である防災会議の委員に女性を登用し、よりよい実効性のある計画策定にすべきと思いますが、いかがでしょうか。本市の見解をお伺いいたします。

以上、大項2点につきましての私の質問を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の多賀城市ホームページ改ざん事件についてでございますが、多賀城市のホームページは、民間通信事業者のサーバー機能を經由して情報を発信しております。今回はこの民間通信事業者の情報発信のサーバーに悪意ある第三者から不正なファイルが設置されたことにより、市ホームページにも不正なファイルが侵入したものでございます。このため、

本市としては民間通信事業者に対して、さらなるウイルス対策の徹底等について申し入れを行ったところでございます。

さて、1点目の御質問でございますが、ウイルスに感染した場合は予期しないサイトへ誘導されたり、パソコン内に保存されている情報等が盗まれた場合があります。ただし、閲覧者がウイルスに適合した対策ソフトを導入している場合はこのウイルスに感染することはないため、閲覧者のすべてが無条件に被害に遭うわけではございません。

なお、閲覧者からの被害報告は、現在のところ寄せられておりません。

2点目の改ざん被害についての周知内容についてでございますが、ホームページの改ざん被害を受け、利用者に事実を伝えるために、独立行政法人情報処理推進機構の基準にのっとり5月18日午前、トップページにメンテナンス中である旨を掲載し、5月21日午後、完全復旧した際、ホームページが改ざんされた事実とホームページ閉鎖のおわび、復旧するまでの経緯と現在は問題がない旨をトップページに掲載いたしました。

3点目の外部からの不正アクセスについてでございますが、多賀城市のホームページのデータは、先ほど申し上げましたとおり、民間通信事業者のサーバーに保存されているため、多賀城市役所内ネットワークには及んでおりません。

4点目の対策についてでございますが、ウイルス検出率の向上を図るため、複数のウイルス対策ソフトでチェックを行うとともに、財団法人地方自治情報センターが提供する自動診断システム機能を用いてセキュリティーの診断を定期的に行うことといたしました。

5点目のISMSについてでございますが、通常、地方公共団体では独自に情報セキュリティーポリシーを定めセキュリティー対策を行っており、本市においても情報セキュリティーポリシーに基づき、システム機器を設置しているサーバー室への入退室管理や住民情報システムのアクセス制限など適切な情報セキュリティー対策を施しているところではあります。今後、さらにその対策の見直し強化を推進してまいります。

2点目の防災対策についてでございますが、今年度は多賀城市地域防災計画の見直しを予定しております。その諮問機関として防災会議を開催していくこととなります。

松村議員から女性の防災会議委員を登用すべきとの御質問でございますが、昨年、男女共同参画推進計画「史都多賀城やさしさ共生プラン」を策定し、現在その推進を行っているところであり、防災会議にもその理念を反映させ、女性委員も登用する考えでございます。今回の東日本大震災では想定をはるかに超える甚大な被害をこうむり、また震災に伴うさまざまな問題点が浮き彫りになりましたが、それらを集約するため、防災計画の修正過程では職員、被災者、ボランティアなど多くの住民の方々からの生の声やパブリックコメントなどによる意見の集約を行ってまいります。それらの機会に積極的に女性、高齢者、障害者からの意見の収集を行い、計画に反映することにより実態に即したよりよい防災計画になるものと考えておりますので、御支援いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

11 番松村敬子議員。

○11 番（松村敬子議員）

1 点目の多賀城市のホームページ改ざんの件ですけれども、今いろいろ答弁がありましたけれども、私、最初紹介しましたこちらの「警告」ということについての内容からちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、ここには多賀城のホームページにちゃんと通知したということが、これは 16 日に見たものですからこういうふうになっていたんですけれども、まず、これ多賀城市でこういう通知を受けて知ったのはいつなのかということをお伺いしたいのが 1 点であります。

それと、2 点目は不正アクセスのこのウイルスの影響がいろいろ、トロイの木馬ということで、その閲覧した人のパソコンにそのウイルスが入ると、その人のファイルが改ざんされたり、あと外に流出したりするというような被害がこのウイルスにはあるわけなんですけれども、一応メンテナンス中ということでホームページを閉じたということなんですけれども、こういうグーグルのこれを見てやった方はもちろんもうアクセスしなかったと思うんですけれども、もしそれがマイクロソフトとかいろんな別なやつブラウザを使っているところこういうものが表示されてないんですね。そうすると、知らないでメンテナンス中というのが出る前に何人もの方がアクセスをしたことが考えられるんですね。私も事実そうでした。わかってから後で見たらメンテナンス中ということがホームページに出たわけなんですけれども、そういうことから、メンテナンス中というそういうものの出し方が遅かったということが 1 点と、あと、もしこの間知らないでホームページにアクセスした方にはこのような被害があるんだということ、やはりきちんと周知するというのが情報を管理する責任者として責任があるんじゃないかなと思います。そういうことから言いますと、2 点目のいわゆるメンテナンス中というのを出して周知しましたということでは、ちょっと周知の内容の情報の部分での周知の仕方が遅いし、また不十分じゃないかなと思いますが、その点いかがかなということであります。

あと、その次、多賀城市の業務のほうの内部のネットワークには、そういう不正なアクセスがあって情報漏れとかそういうのはなかったということなので、これはそのまま信用したいと思います。

あと、4 番目なんですけど、地方自治法の情報財団法人に診断を定期的に受けるというようなそういう対策をとられるということなんですけれども、これは大事なことなので当然されるべきだと思います。

5 番目のセキュリティーマネジメントの取得承認をすべきじゃないかということに関しては、特にするというような御答弁は、したいという前向きな答弁でなくて、見直し強化をやっていきたいというそういうようなことでありましたけれども、多賀城市にそういうセキュリティーポリシーというもので、先ほど紹介したようなことをうたっているながらその対策がおくれたし、また実際そういうふうなことが 2 回も 3 回もあったということは、やはりそういううたっている割には内容が伴ってなかったのが今回から見た現状じゃないかと

思うんですね。そういう意味から、もっと職員が情報推進課ですか、そちらのほうで多分やってらっしゃると思うんですけども、やはりちょっと対策が甘かったのではないかと危惧されますので、やはりこの辺ももう少し今回の反省を踏まえまして、もっとこの情報管理の部分、セキュリティポリシーというものの内容を上げるためにも、もっとこういうものにも取り組むべきでないかと思います。その点に対して、一応 4 点に関して答弁をお願いしたいと思います。

あと、防災会議に女性の視点を入れるため女性の委員を登用ということに関しては、なさるという方向でしたので、そういう方向でぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

松村議員から再質問をいただいたわけでございますけれども、専門的なことになりますので、総務部長のほうから答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、いつかということだったんですけども、御指摘のありましたように、5月14日に察知をしてございます。察知をしてからとった対応そのものにつきましては、私どものほうとしては適切な対応だったんじゃないかと。

まず、サーバーを管理している情報通信会社のほうに問い合わせをしました。それで、「何か問題ありましたか」というふうなことでお問い合わせしたところ、向こうからの回答は「問題ありません」という回答でした。ですから当然こちら側に問題があるだろうということを考えまして、いわゆるホームページの閉鎖をしたと。ですから、これ以上被害が広がらないような対策をまずとったということです。

それで、いろいろその対策をとったわけですけども、そもそも今回の事案の対象となったウイルスソフトなんですが、これいろんな見方ができるんですけども、直接その悪さをするものではないと。ただ、これ 2 番目の答えにもなるんですけども、いわば体力を落とすような働きをするファイルだということになります。ですから、それ以上に悪意のある侵入者がそのパソコンにアクセスをして情報をとったりとかという形をしやすいというものです。ですから、インターネットといいますが、ホームページを見るユーザーの側がしっかりとしたウイルス対策ソフトを自分のパソコンの中に入れておけば対策できるということになりますけれども、たまたま今回対象となった不正ファイルなんですけれども、これは比較的新しい不正ファイルだったということで、特に中身そのものがもともとあったや

つから派生していろんなタイプのやつに分かれて出ていくわけなんですね。そういった形でつくられているファイルということで、いわゆるウイルス対策ソフトが追いついていないという形もあります。ですから、今回も本市のほうとしてとった対応としましては、3種類ほどのウイルス対策ソフトを新たにパソコンに入れまして、それでウイルスチェックをしたということです。それによってひっかかった形があったものですからそれによって除去しながらということでホームページ全体をきれいな形にして21日に再ロードしたという形になっています。

その間、情報通信会社とのやりとりがあったわけですが、その中でこちらが追求した結果、情報通信会社のほうで問題がありましたということがその段階でわかったと。ですから、こちら側に問題があって不正なファイルが多賀城のホームページのサーバーに上がったのではなくて、あくまで通信事業者の側に問題があってそのような形になったと。この辺につきましては今、県警のほうの捜査も進んでおりますので、そちらのその経緯を見守りたいと私どものほうとしては思っていますけれども、これはあくまで通信会社がいわゆる不正侵入をされたという事件として私のほうとしてはとらえておるといってごさいます。

それから、そういった被害があった旨を周知すべきじゃないかということなんですが、そこまで至るのに非常に時間がかかっていると。このごろようやく大体その全容がつかめたということで承知しておりますので、なかなかタイムリーな形で対策といいますか、お知らせをするということができなかったということがごさいます。

それから、ISMSの関係でございまして先ほど市長から答弁させていただきましたように、多賀城としてもセキュリティーポリシーを運営して情報の管理については対策をしているということでございましてけれども、今回の事案を一つの経験として、セキュリティーポリシーそのものに変更なり改善なりということも考えてまいりたいと。ただ、ISMSに加入することが万全な対策なのかどうかということについては、なかなか一口には言い切れない部分もありますので、今後のそのセキュリティーポリシーの改正の中身の中でそれらも視野に入れながら検討していきたいと思っております。

以上でございまして。

○議長（板橋恵一）

11番松村敬子議員。

○11番（松村敬子議員）

今回は業者のほうに問題があったということだったんですけども、その対策として、厳重注意というのが今回の業者に対しての対策で終わるのかなということなんですけれども、それで本市のセキュリティーポリシーからいっていただければそれでいいのだろうかということでごさいます。それはどうお考えかということをもう少し聞きたいなということと、そのセーフティーブラウジングというGoogleから出ているやつを見ますと、過去90日間で12回も検出されていたというんですね。それと389ページのうち72ページがそういう不正な

ソフトにダウンロードされている、同意なしにということなんですけれども、この検査は業者がするものなのか市がするものなのかということなんですけれども、私、ちょっと事前に確認しましたらば、これは市ですることだと担当の方がお話ししてました。そういうことからいうと、なぜこういうふうにしてもう 12 回もそういうものがこの警告が発せられる前にあったのに、それが見つからなかったのかということと、やっぱりこういう 71 ページもあったということは、結局それが 2 回、3 回の改ざんの警告につながったということがそういうことだと思うんですけども、1 回で見つけ切れなかったということに通じるんだと思うんですね。ですから、やはりそういう意味からいうと、私が言う ISMS 認証取得というのは一部の人だけがやるのではなくして、そういうセキュリティーポリシーを策定して、そういう重要性の認識と知識を深めるのではなく、やはり職員全体がこの情報管理というんですか、その漏えいということに対する危機意識とか、そういうものをもっていくということからこの ISMS の規格認定を市全体で職員にこういうことを教育して認定を受けるということが大事じゃないかなと思いますので、やはりぜひ今回のことを考えると、幾らこういうふうにもいろいろ本市としてもセキュリティー対策をしているといっても現実にはそうじゃなかったというのが、私は今回のことではっきりしたんじゃないかなと思いますので、その辺、もう一度、業者に対しての対策はどのようにとったのかということをもう 1 点確認したいのと、あと認証取得、それについて今後、市全体、行政全体でこれに対する取り組み思いとか、決意というものをもう一回聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

情報通信会社に対しては、状況を細かく聞いて、それで時系列的にどういうふうな流れで対応したのか云々という形では確認をさせていただきました。今後そういったことの起こらないように厳重に注意をしたというところでございますけれども、事実関係をしっかりと確かめるといことが、言ってみれば今後の対策に生きるということですので、要するにどちら側にそういった責任があるのかどうかという部分についてのしっかりとした確認のもとに今後の対応、1 つは、通信会社が信用できないということになれば、当然その通信会社をかえるということもあろうかと思えます。当然セキュリティーの高い通信会社ということになろうかと思えますけれども、そういった方法も選択肢なのかなと。ですから、まだその辺につきましては結論はこちらとしてはまだ出てないということでございます。

それから、セキュリティーの保全の関係でございますけれども、最初この事案が発生した際に、やはり内部に原因があったんじゃないかということについて 1 番目に疑いました。それでいろいろその対策をとったわけなんですけれども、どうもこちらのほうで対策をとっても防ぎ切れないものがあつたと。その繰り返しが二、三日の間繰り返されたということだったわけです。ですから、どうもこちら側として十分な対応をしたにもかかわらずそういう事案

が続いているということについて疑問があったものですから、再度民間通信業者のほうに問い合わせをした結果、実はこれこれしかじか問題があったということでした。

その間、最初にこれが発生した際に、県警のほうからも問い合わせがございまして、県警のほうとしても調べてみますからということでデータを持っていただいて、それで調べてもらっていると。多分、これは想像ですけども、そういったことがあってももしかしたらば実はという形になったんじゃないのかなと思っております。

これからどうするかということなんですけれども、その辺につきましてはいろいろやはり状況が今後也多賀城市の通信環境それ自体が変わる可能性がございますので、やはりそのセキュリティーポリシーの見直しを含めて対策をしていかなくちゃならないわけですけども、この辺の突っ込んだ具体的な専門的な話ということになりますと、一般の職員の人たちにしっかり浸透させてというところにはなかなかちょっと至らないんじゃないのかなと思っております。ですから、最低限守らなければいけないことをしっかりと守っていただくということが今時点で想定し得る最大の対策じゃないのかと思っております。

○議長（板橋恵一）

16番昌浦泰已議員の登壇を許します。

（16番 昌浦泰已議員登壇）

○16番（昌浦泰已議員）

私の質問は児童・生徒の教育格差是正策についてであります。

いつごろかはっきりとは思い出せませんが、私の胸の中に日本は本当に豊かな国なのかという疑問が常にあり、今もあります。戦後の高度経済成長は確かに日本を国際的に飛躍させ、経済や産業は大きく発展し、1億総中流なる造語もできました。日本は見た目には繁栄しているように見えますが、児童・生徒たち、もっと大きく言うならば、18歳未満の子供たちの置かれている環境は本当に豊かなのでしょうか。

今回の質問はそれを深く掘り下げて検討したらいろいろと見えてきた問題点のうち、本市における初等教育の改善や是正策を講じてはという思いからいたします。

今年3月、文部科学省は平成25年度の全国学力調査からきめの細かい調査を実施検討すべきという提言を取りまとめました。その中に学力に影響を与える要因の把握と分析をすることが検討されていて、これは国が学力と教育の格差について取り組む姿を示しています。では、なぜに文部科学省はこのような提言をまとめたのでしょうか。それには日本の子供たちの学力低下が根底にあると私は思うのです。

国際経済全般について協議することを目的としてパリに本部を置く国際機関 OECD、経済協力開発機構が3年に一度実施する国際学習到達度調査、これは世界の OECD 加盟国の15歳の男女を対象に、読解力、数学的応用力、科学的応用力の3科目で義務教育の習熟度を図るものです。日本の成績は、第1回目の2000年では読解力8位、数学的応用力1位、科学的応用力2位と世界最高レベルでありましたが、ゆとり教育が浸透した2006年では読解力15位、数学的応用力10位、科学的応用力6位と大きく順位を下げました。

ゆとり教育の見直し図られた 2009 年では読解力は 5 位、数学的応用力では 9 位、科学的応用力は 5 位と順位を上げましたが、今後は国を挙げて子供たちの学力向上に取り組む国などもあり、楽観視できない状況です。

子供たちの学力低下の原因として私がクローズアップするのは、これから述べる 3 つの調査結果であります。

平成 23 年 7 月 12 日に厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室より平成 22 年国民生活基礎調査の概況が発表されました。その中の貧困率の状況を見て私は愕然としました。平成 21 年の貧困線、これは等価可処分所得の中央値の半分が貧困線にあります。は 112 万円となっており、総合的貧困率、貧困線に満たない世帯の割合ですが、これは 16.0%です。また、子供の貧困率、17 歳以下は 15.7%となっていました。子供がいる現役世帯、世帯主が 18 歳以上で 65 歳未満で子供がいる世帯のことですが、この世代の世帯について見ると 14.6%となり、そのうち大人が 1 人の世帯員では 50.8%、大人が 2 人以上の世帯員では 12.7%となっています。平成 21 年、貧困率は過去最高の 16%で、これは国民の 6 人に 1 人は所得 112 万円未満であり、特にひとり親世帯では半分以上が貧困で、子供の貧困率も最悪の 15.7%になったことを意味しています。可処分所得、これは収入から税金や国民健康保険料などの必要経費を引いた残りの使えるお金のことですが、この可処分所得のちょうど真ん中の世帯で年間 224 万円、しかもその半分の 112 万円に満たない世帯が人口の 16%、何と国民の 6 分の 1 がゼロから 112 万円未満でございます。これは月額にするとゼロから 10 万円未満ということになります。前日の OECD の 2000 年代半ばの調査では、日本の貧困率、これは 2003 年で 14.9%、これは加盟 30 カ国中 4 番目に悪かったんです。OECD 平均は 10.6%で、フランスは 7.1%、イギリス 8.3%、ドイツ 17.1%などとなっていました。貧困率の高い加盟国順ではメキシコ 18.4%、トルコ 17.5%、アメリカ 17.1%、日本 14.9%と日本は 4 位でした。

ちなみにこの調査ではポルトガルが 12.9%の 9 位、ギリシャ 12.6%の 10 位で、日本は現在、経済危機が叫ばれているギリシャやポルトガルより貧困率が高い状態でした。それが 2009 年平成 21 年には 16%に上昇しています。

もう一つショッキングなデータがあります。文部科学省専門家会議が 2009 年に報告した 2008 年度の全国学力テストの結果分析で、世帯収入と子供の学力という表を見ますと、これは対象が小学校 6 年生で、科目は国語 A と国語 B で、年収が 1,500 万円の家庭と 200 から 300 万円の家庭では国語の正答率が倍以上違うことがわかりました。年収 200 万円未満の家庭の子は 200 から 300 万円の家庭の子より低い正答率で、年収 200 万から 100 万の幅で 1,000 万円まで、次は 1,000 万円から 1,200 万円、1,200 万円から 1,500 万円、1,500 万円以上という世帯収入額と正答率は正比例しておりました。1,200 万円から 1,500 万円の世帯と、それから 1,500 万円以上はほぼ同じ正答率です。

最後の調査結果です。2007 年に厚生労働省が行った調査で全国のホームレスの方の学歴

は、中学校卒 54.5%、高校卒 31.5%、短大・専門学校卒が 2.9%、大学卒が 5.6%となっています。

以上の調査結果から見てとれるのは、世帯収入の多い家庭とそうでない家庭の子供の学力には格差があるということ。そして学力格差は 1 世代に限ったものでなく、世帯収入の多い家庭の子は学力がつけられる環境にあり、そうでない家庭の子は学力がつけられない環境に置かれているということです。

問題の深刻さは、この環境連鎖はずっと続き、教育環境によって貧富の差が固定され、格差の再生産が続いているということでもあります。一たび貧困のサイクルに転落すると、そこから抜け出すことが非常に困難になります。このサイクルの中で成長した大人が子供を持つと、その子供も同じ道をたどる可能性が極めて高くなります。それは子供への教育への投資が不可能に近いことと子の学習意欲の低さにあります。学習環境の整った家庭の子は親を見てなぜ勉強をするのかということを理解しているので、前向きな気持ちで学習に取り組みます。一方、そうでない家庭で育った子らにありがちなのは、無理して大学に行っても就職できない。就職してもすぐに首を切られるといった悲観的な考えを親も子も持っているのです。子供が希望しても親が貧困なら高校にも大学にも行けなくても仕方がないと諦めてしまう。貧困は自己責任という考えを親だけでなく、子供も持っているのかもしれませんが。そうした家庭では教育への投資意欲はそがれます。今の日本は子供たちの学力の二極化と学習意欲の二極化が進んでいると言えます。それは我が多賀城市においても同様と私は考えております。

話は振り出しに戻ります。

なぜ文部科学省は、平成 25 年度の全国学力調査からきめの細かい調査を実施検討すべきという提言を取りまとめたのでしょうか。私は文部科学省が子供たちの学力低下に歯どめをかけたいという危機感を持ったためと推測します。グローバルな競争が激化している昨今、国際社会で闘える若者、国内での生産やサービスなどを支える若者を育てなくてはならない我が日本にとって、子供の学力低下は深刻な問題であるからです。日本社会の現状は恐らく貧困率が先進資本主義国で最悪が米国、2 位が日本という状況にあり、日本は豊かな国ではなくなったのです。

こうした状況下において、教育の平等や機会の平等を唱えるのは難しいかもしれませんが、みずからが属する社会の最低限の生活を低く設定し向上させようと意識しないことは、連鎖する下方に向けての貧困スパイラルを加速させ、日本社会全体、ひいては本市の活力や生活レベルを下げていくことになります。今こそ日本の、そして本市の教育の質的向上が問われるときと私は考えます。

では、経済危機に瀕したときに教育改革を実施し、国の経済と国民の学力向上に成功した事例を 1 つ挙げたいと存じます。

北欧の方のお名前というのは非常に発音しにくいんですがございますけれども、オッリペッカ・ハイノネンという方がフィンランド教育大臣特別顧問に就任した 1991 年は旧ソ連が崩壊

した年で、国際金融危機がフィンランド経済を直撃し、基幹産業であった造船会社を初めとする倒産と失業がふえ、犯罪やホームレスが急増しました。財政が逼迫した政府は、社会福祉を含めた大幅な予算カットを余儀なくされました。その後、1994年に29歳の若さで教育大臣に就任したオッリペッカ・ハイノネン氏は、就任後、逆に大胆な教育改革と教育投資の必要を説き、今、国が教育に投資した場合と投資をしなかった場合の国民1人当たりの生涯の財政負担額がどのように異なるのか、十分なる教育を受けた国民が就職して働くことで税収がどう増加するのか、具体的な数値で示した詳細な報告書で教育予算の大幅な増加を求めました。国、この場合フィンランドでございますが、国は教育に投資すべきだと次の3つの教育の優位性を国民に訴えました。1つ、国の経済成長や新規事業の創造の可能性。2つ、優秀な働き手を育て雇用確保の保障。3つ、国民が安心して暮らせる社会正義の実現。教育は国民の富の源泉であり、すべての問題の解決は教育の中にあることを強く訴え、この取り組みがやがて経済危機から先端技術産業へ産業構造の転換に成功しました。経済危機の状況下だからこそ萎縮する国力に対してあえて教育振興による活力策を入れ、変革をなし遂げました。成功の要諦は健全な信念と冷静な分析、そして強い意思があったからこそだと私は考えます。いかに教育が国力の基礎になっているかがフィンランドの事例から見て取れます。

それでは、本市の実例を1つ紹介いたします。

税務課市民税係にお願いし、本市の全世帯に占める貧困率を探ってみました。データは平成24年当初賦課資料により単に機械的集計をしたものであることをあらかじめ申し上げます。

賦課に係る今年1月1日現在の全世帯数2万4249世帯中、所得120万円以下、これは112万円の貧困線を知るためですけれども、刻みが120万円以下とあえてさせていただいたことを御了承ください。この所得120万円以下は、給与の場合、収入で197.2万円でございます。この所得120万円以下の世帯は6,977世帯、率にして28.8%で、そのうち扶養年少者16歳未満がいる世帯は5,579世帯であります。この6,977世帯の中には未申告世帯が含まれておりますが、所得120万円以下で扶養、いわば年少者16歳未満がいる世帯は、全体の23%。所得120万円以下6,977世帯中、80%の世帯に年少者16歳未満の子供がいるという結果になりました。5世帯に1世帯は貧困世帯です。ラフな統計値ではありますが、本市市民の所得の現状はかなり深刻な状況にあると言わざるを得ないという結論になります。特に所得120万円以下、6,977世帯中80%に当たる5,579世帯に年少者16歳未満の子供がいるという事実に着目してみると、本市においても学力の二極化と学習意欲の二極化が進んでいると推測されます。

駅に近いということもあり、私の事務所の周りには複数の学習塾があります。小学生や中学生を対象にして夜遅くまで授業をされております。小・中学校の公教育のほかに学習塾で学力をつけているお子さんがいる一方、親の収入により塾に通えないお子さんもかなりおられるのではないのでしょうか。

そのような状況を打破するには、市独自の教育向上策を今打ち出さなければならないと私は思っております。多賀城に居住する児童・生徒が親の収入による要因で学力差がつかず、全国トップレベルの学力になるよう市教育委員会はもとより、市の行政組織全体での取り組みが必要ではないでしょうか。

差し当たり、今回の質問ではすぐにでも取りかかれる取り組みについて市当局にお聞きしたいと存じますが、その中で特に私が強調したいのは、退職した教職員の方、主に60代から70代前半の方たちに再度教壇にお立ち願うことであります。わずかな謝礼と交通費のみの支給でも募集すれば応募する方は多いと私は思料いたします。現に私は数年前に退職した元教員の方から、そのような機会があれば私の経験と熱意を傾けたいというお声を聞いております。要は市教育委員会の決断と実行力、そして財政当局が頭に汗をかいていただければ、学力向上の突破口としてすぐに可能なものについて当局にお聞きいたしたいと存じます。

質問要旨に記載した(1)多賀城スコーレを各小・中学校で春期・夏期・冬期休業期間に実施するお考えはありますか。

(2)子供たちに学習意欲を動機づける退職教員による学習意欲向上策を取り入れてはどうでしょうか。

(3)放課後1時間ほど退職教員による主要教科の補習授業を小学校は3年生以上から、中学校は各学年で実施し、習熟度の向上を図られてはどうでしょうか。

(4)本市出身、あるいは御縁のある方で社会の第一線で活躍する方をお願いし、年1回講演会を開催し、小・中学生の学習意欲の向上の一助とするお考えはありますか。

(5)今後、本市における学力向上策にはどのようなものがありますか。

以上5つの項目について御回答をお願いします。

○議長(板橋恵一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

昌浦議員の児童・生徒の教育格差是正策についての御質問につきましては、教育長から回答させますので、よろしく願いいたします。

○議長(板橋恵一)

教育長。

(教育長 菊地昭吾登壇)

○教育長(菊地昭吾)

それでは、私から昌浦議員の御質問にお答えを申し上げます。

どの子供も意欲を持って学び、持てる可能性を伸長させることは、教育の願いとするところであり、そのために多様な角度から取り組みをしなければならないことは、議員の御指摘のとおりでございます。

1 点目の多賀城スコーレについてであります。サマースクールとして、本市と東北学院大学の包括連携協定に基づきまして平成 21 年度から実施をいたしております。子供たちにも大変好評でありますし、大学も支援を惜しまないとお話しておりますので、今後とも継続をして実施することとしております。

なお、春期については、年度がわりの短期休業であるため難しいと思いますが、冬期については実現に向けて現在工夫をいたしているところであります。

2 点目、3 点目、4 点目は退職教員と外部人材の活用及び学習意欲という点で関連がございますので、まとめてお答えを申し上げます。

学習の効果は興味・関心に基づく学習意欲にかかっておりますが、指導の中心は教師にあります。そのことを踏まえて、本市では平成 23 年度より退職教員等の学習指導支援員や理科支援員を配置して、個々の子供のつまずきに対応して意欲や学力を高める指導に取り組んでおります。また、学校外の人材の活用も子供にとっては新鮮な学習活動であることから、活躍するスポーツ選手、企業人、この道一筋等の人材を教育課程の中に織り込んで指導に当たっており、本年度は城選手のサッカー教室やソニーの社員の方の理科教室などを取り組む予定としております。

今後とも学びの根幹である意欲を育てる教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

5 点目の学力向上策でございますが、もっとも大きいのは教員の授業力の向上であります。そのために学校として市として個人及び共同研究、教科領域別研究等、年間を通した研究計画のもと、その向上に努めており、指導主事、専門指導員による年間 36 回を数える授業づくり研修などに取り組んでおります。

また、子供の実態調査によると、ゲームやテレビに費やす時間が多く、家庭学習の定着に問題があることから、この 4 月に家庭学習の手引きを全家庭に配布いたしまして、新たな取り組みをいたしているところであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員

○16 番（昌浦泰已議員）

多賀城スコーレなんですけれども、平成 21 年から継続して実施していただいて本当に子供たち喜んで通っていらっしゃる姿も見させていただいたわけなんですけれども、ただいま教育長の御答弁では、春期は難しい、春ですね、難しいんですけども、冬期は実現に向けて工夫しているというお話でございましたので、できるならば本年度の冬期休業に実現していただきたいものでございます。でも小・中学校で、これも各小・中学校でできれば、そこで多賀城スコーレを実施していただくということが、例えば東小や山王小の子はちょっと距離的にハンディがあるように私は思えてならないので、行く行く学院大学の御協力、包括連携協力ということでございますけれども、それのもとに御理解をいただいて、各小・中学校で実施していただくように御検討いただけないでしょうか。できればそのことについてのは是非を御回答いただきたいと思います。

それから、まとめて2、3、4ということで御回答いただいたんですけども、確かに退職教員の方による学習支援指導員や理科支援員を配置しておられることは承知しております。しかしながら、その数が余りにも足りないのではないかと私は思っております。ゆえに、できるだけ退職された教員の方に御理解いただき、そしてできれば私の質問のように小学校なら3年以上、中学校なら全学年で補習とか、あるいはそういういろんなものを実施していただきたいなど。今のところできないのはどのような理由なのかというあたり、その補習授業がだめなものなのか、それはあるいは退職の教員の方を使うに対して難点だということがあるのかを、できれば御回答願いたいと思います。

それから、サッカー選手でしたか、城さんとか、いろいろな方をやっぱり成功事例としてお招きいただいているということが理解できましたので、非常にその辺はいい取り組みだなあと評価させていただきたいと思います。

最後の5点目なんですけれども、授業力の向上で年間を通じ授業づくりですか、それに対して36回ほど取り組んでおられると。それなりに教員の授業力の向上に取り組まれておられるようでございますけれども、教員の方たちは授業外に雑務に追われているというこの現実に関しては現場の現状を市教委は把握しておられるでしょうか。以前も何かの折に私発言した機会があると思うんですが、とにかく学校の先生、給食の御飯を食べている暇もないくらいに忙しいという現状があるんですよ。その辺に関して把握しておられ、その是正に関してはどうお取り組みなのか、それはいわゆる授業力の向上に直結している課題ではないかと思っておりますので、その今申し上げた3点ですね、御回答をいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

1点目の冬期について、時間が冬期の休み自体が大変短いし、春期ですか、これなかなか難しいのが現状です。ただ、学校支援地域本部事業というのを今取り組んで、これを市内全体に広げようとして、去年は震災でちょっと歩みをとめたんですが、それと若干くみしながら、例えば公民館とかそういうふうなもの結びつけながら子供たちに支援の事業を広げていけないかと。今、東北学院大学には大変な力添えいただいて、1日平均100人ぐらいの子供たちが学院大に集まっているし、そしてまた、子供たちが退職の方々も当然それなりのキャリアがある方でそれはそれでいいわけですが、教育は年齢が近いほど効果があるというふうな言葉もございまして、学院大学においては非常に近い教職を目指す学生の力を入れ、相当のパーセントで大学生に指導してもらおうのがうれしいというふうに数値も出ておりますので、これはこれとしてそれなりの効果が大きいんだろうと思っておりますので、これは今後とも継続しながら、さらに今、公民館等々のことも活用しながら、なお、今回の震災においてはNGOのプランジャパンとか、その他の世界的な子供支援の組織があるものですから、この方々との連携もどうなのかなというふうなことも今、考えの中にはあります。

2つ目の退職教職員の数がというふうなことで、文武両道というのは市長のお考えで、これ

はそれに乗って、やはり勉強もできる運動もできるというふうなことで、今、その中で子供たちが学力について非常に市長も思いをいたしておりますので、今回、平成 23 年度から退職教員、免許を持った方々、これが学校に参加してもらって、特に小学校では教科数が非常に多くて先生方が大変だ。その中で理科の準備をしたりする支援員が、それなりの資格を持った方が、退職の方々です、入っていますので、そういうふうな方々がスタートしましたので、徐々に広げていきたいと考えております。

それから、授業力の向上について雑務が多いでないかと。学校に雑務ということはあり得ないわけではありますが、公的な仕事には。ただ、直接授業の時間、子供に対応する時間がそがれるというふうなことはあるわけでありまして、これについては多賀城市がどうのこうのというよりも県を挙げてやはり授業に集中できるような環境をつくるということで、できるだけ処理の 1 回で済むもの、まとめて済むもの、それからそういうふうなものを細々と出さなくてない時代も一時あったわけですので、まとめて済むもの、あるいは口頭で済むもの、そういうものを排除しながら先生方の子供に向かう時間を確保するというふうに取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰巳議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

大変失礼しました。授業外の雑務に追われという表現ですね、これは訂正させていただきたいと思えます。

しかしながら、報告書の量がかなり多いということは聞いておったんです。ですから、私とっさに言葉として授業外の雑務などという言葉を使ったことをここでおわび申し上げます、基本的に子どもが今回の質問をさせていただいたのは、要は貧困と言ったらいいんでしょうかね、親の収入によっていろいろとハンディを負ってらっしゃる児童・生徒がいらっしゃるんじゃないかという推論のもとに、いわば公共の教育がきちんとした教育の責任を全うしていただきたいと。そのためにこういうことも考えられるんじゃないかという、いわゆる 5 項目質問させていただいたものですから、どうか私の質問、登壇して読み上げた内容をどうかもう一度吟味していただいて、これから多賀城市の児童・生徒が、やはりきちんとした学力を身につけられるような環境づくり等をお願いして、これはお願いです。お願いして私の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

ここで 15 分間の休憩といたします。再開は 11 時 30 分といたします。

午前 11 時 15 分 休憩

午前 11 時 29 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

3番江口正夫議員の登壇を許します。

(3番 江口正夫議員登壇)

○3番(江口正夫議員)

自由民主党会派の江口であります。

通告どおり1問、4点質問をいたします。

復興庁は4月27日、2次災害と言われます震災関連死を公表いたしました。3月現在、全国で1,632人、そのうち宮城県は636人、多賀城では25の方がそれぞれ震災後、不幸にもお亡くなりになりました。御冥福をお祈りいたします。

これに関して、平野復興大臣は、「生き延びた命をなくすなということで、これまで被災者の支援に取り組んできましたが、深刻な事態だと受けとめている。自治体を通じてさらに原因の調査を進め、次の災害に向けて対策をとっていきたい」と述べ、今後、大規模な災害での関連死を減らすための対策を検討する考えを示し、5月11日に復興庁は第1回震災関連死に関する検討会を立ち上げました。

過去の阪神・淡路大震災においても死者6,434人の約14%に当たる919人が震災関連死として認定をされ、その9割が60歳以上の高齢者でありました。

震災関連死の原因の詳細は不明ですが、一般的には震災後の体調の悪化、ストレス、震災を苦しめた自殺などと言われております。確かに本市の被災者宅を回ってお話を伺うと、震災後、体調を崩して1年以上介護施設に入院し、一度も自宅に戻れないでいる人、あるいは心の病を患って治療を受けている人、震災後これまで1回も笑ったことがないという気力がすっかり失せてしまった人など、身体的あるいは心的に病んでいる人が想像以上に多くいることを感じました。

復興事業が本格的に進められる中で「今後は人間復興」と言った人がいますが、まさに復興のもう一つのかぎは人の心の回復、元気にあると思います。

震災後、各種機関の健康調査の結果が公表されておりますが、その一つ、岩手県精神保健福祉センターの所長は、被災者の心的外傷後ストレス障害、いわゆるPTSDについて、不眠やアルコール依存などとは別に、家族らが亡くなったのに自分が生き残った自責や喪失感などを訴える人がふえていると憂慮しています。

また、本県がことし1月から3月にみなし仮設入居者1万2,826世帯を対象に行った健康調査では、回収率73.4%に当たる9,413世帯、2万6,385人の回答で、65歳以上は約4分の1が気分不安障害相当、重症精神障害相当と判定され、また実際にあらわれている症状では、不眠が15.2%で最も多く、次いで意欲低下9.2%、食欲不振2.9%、朝から飲酒1.0%との結果が出ました。つまり約4割が不眠や意欲低下などの心理的ストレスを抱えていることが判明したわけであります。

これについてみやぎ心のケアセンターは、「注意したいのは重症精神障害相当の結果が出た被災者。個別訪問するなどして状態を把握し、しっかりケアすることが必要だ」と述べてお

り、同センターは現在、本市を含め被災者宅を訪問調査しております。

これらの症状はまさに PTSD のシグナルであり、最悪、災害関連死への引き金につながる可能性を十分にはらんでいることは専門家の研究でも言われており、そのことに十分な留意と周囲の支援、医療機関との緊密な連携が求められると思います。

震災がトラウマとなって受ける心のダメージの強弱や症状には個人差があり、回復に至るまで長い時間がかかると言われております。綿密な健康調査と粘り強くかつ効果的な対処法の検討が求められます。

このような視点から、今年度から復興事業としてスタートします被災者健康支援プロジェクト事業についてお伺いをします。

同事業は、半壊以上の被災者を対象に被災者の現況調査（半壊以上で民間賃貸住宅入居者を対象に県が実施しているものを含む）の結果に基づき、健康確認訪問及び継続的支援が必要と認められる被災者の訪問指導を行って健康状態の悪化の予防及び健康の向上を目指す目的として実施される事業であり、市民の健康を守り、人間復興のため、しっかりとした準備体制で行われることが重要であると認識をしております。

先般この事業について担当課からヒアリングを行って概要を承知しているという前提に立ちまして 4 点お伺いします。

まず第 1 点、現況調査であります。応急仮設住宅入居世帯を除く市内に居住する半壊以上の被災者を対象にしておりますが、心のダメージは被害の程度の大小によるものではなく、その人が受けた心理的影響の程度で個人差があり、短期的に消える人、長期にわたって継続する人等、千差万別であります。その意味では本市全世帯を対象にすべきと考えますが、財源の制約を考慮して決められたと思いますので、いわゆる災害弱者、特に身障者は被害の程度にかかわらず対象として含めるべきと考えますが、いかがお考えですか。

2 点目、健康確認訪問及び訪問指導については、保健師等が健康確認を電話または被災者宅の訪問により行おうとしておりますが、受託業者の保健師等は本市に地縁がなく信頼関係が築かれていない状況で、初対面の電話または訪問に心を開いて相談に應じるでしょうか、危惧されるところであります。仮設の件ですが、これに似たようなことで、石巻市では仮設住宅で取り組んでいる見守り事業、これはプライバシーなどの理由で訪問を断る被災者が少なくないため、支援できない世帯が約 6 割を超えているというデータもございます。したがって、被災者の事情に明るいその地区の区長、あるいは町内会長等、または民生・児童委員による連絡・調整、立ち会い等の協力、あるいは市職員が同行するといった配慮が必要ではないでしょうか。どうお考えかお伺いします。

また、電話での確認調査は被災者の心情に配慮すれば避けるべきで、そのかわりアンケート方式のほうが守秘の点からも信頼を得られやすく、望ましいと考えますが、いかがお考えですか。

3 点目、健康確認調査票についてであります。調査項目に現在の状態並びに要支援事項等があります。その確認を行うようになっておりますが、不安や心配に起因する項目が調査項

目として欠如しているように思います。心の病やアルコール依存はストレスによるものと一般的に言われておりますが、そのストレスの原因となっているものを除去または軽減してあげることが重要であると思います。現況調査の段階で確認をすれば、以後の継続訪問指導が容易になると思われます。調査項目に加えられるかがですか。

最後に、健康についての関連で、直接この事業ではありませんが、健康増進あるいは病気予防の点から質問をいたします。

仮設住宅では生活不活発病の問題があります。生活不活発病は心身の機能の低下につながります。現に仮設住宅を管理している管理事務所の方のお話にも引きこもりの方が多いと聞いております。また、朝のラジオ体操を行っている仮設住宅が1カ所ありますが、150世帯の住民がおられるにもかかわらず、参加者は毎回おおむね20人前後であります。また、住民の一部からは、外出するのは近くのスーパーか通院ぐらいという声も聞きました。そのため、仮設住宅では有志による「おはよう会」や「住民の集いの会」あるいは「さざんかの会」といった自主組織をつくって、清掃や手編み教室、農園や体操を通じて体を動かす機会を企画し、コミュニケーションを図るよう努力されています。

しかし、全般的には活動は低調であると見受けられました。仮設住宅の住民が外に出て運動をする意欲を振起させ、コミュニケーションを図る機会を拡充することが必要と痛感いたしました。

そこで、仮設住民のリーダーや仮設住宅自治会等とより連携をとり、健康に関する講話や健康体操の開催、ウォーキングの奨励等、仮設住宅の住民がまずは運動に関心を持ち、健康をはぐくむことに市当局がより積極的にこれらの活動を後押しすることが大事だと考えますが、いかがでしょうか。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

江口議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の健康現況調査の対象者に身体障害者の方を含めるべきとの御質問でございますが、本市では、災害時要援護者支援システムを再構築するため、区長を初め民生・児童委員の協力をいただいて、要援護者の状況等を改めて把握することとしております。その際、身体に障害を有する方も含めた障害者の方の健康状況もあわせて把握してまいりますので、早目の支援が必要な方には随時対応してまいりたいと考えております。

2点目の健康確認訪問及び訪問指導業務についての御質問でございますが、現在、委託事業者と訪問調査に向け準備を進めております。今回の調査は直接家庭に訪問することになりますので、被災された方々の実情に詳しい区長や民生・児童委員と調整を図り、必要がある方には区長等と協力をしながら市職員との同行訪問も実施したいと考えております。また、

確認調査に当たっては、対面による調査を基本としていることから、事前に文書によりお知らせするとともに、不在の世帯には不在票や電話による連絡をとり、調査を行ってまいります。

3 点目の健康確認調査票の調査項目に、不安や心配に起因する項目を追加すべきとのごとでございますが、議員御指摘のとおりですので、面談をする中で聞き取り調査を行ってまいります。

4 点目についてですが、江口議員の御質問のとおり、生活不活発病への対策として、仮設住宅居住者の方々がさまざまな活動や運動を通じコミュニケーションを図る機会をより拡充させていくことは、私も必要なことだと認識してございます。現在、市では保健師等による巡回訪問や健康相談のほか、シルバーふれあいサロンやタガモリ会による介護予防体操教室などの健康関連事業を展開するとともに、老若男女が参加できる教育委員会主催事業のわくわくスポーツフェスティバルや文化センターのさまざまなイベントを紹介し、戸外に出るきっかけづくりを進めております。

今後も、仮設住宅の皆さんが運動や健康に関心を持つよう、NPO やボランティア団体及び関係機関と連携を図り、さまざまなイベントへの呼びかけや仕掛けづくりを進め、心身の健康保持・増進を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

3 番江口正夫議員。

○3 番（江口正夫議員）

最初の 1 点目についてのみ再質問をさせていただきます。

データによりますと、身障者の方は多賀城市内で 2,300 ちょっとおられると。そのうち津波地域に手帳を持っておられる方は約 20%の 491 名と伺っております。

それで、私が心配して質問をいたしましたのは、身体障害者の方が半壊以上の対象世帯に入っていないんじゃないかと。例えば一部損壊とかですね。そうしますと当然そういう方は外れるんじゃないかということでございます。このデータによりますと、身体障害者の世帯が被害状況はデータとして今現在ありません、大規模なのか全壊なのか一部損壊なのか。そういったことでこの対象者の中に例えば一部損壊の身障者の世帯だったら含まれないというような制度設計なのか、そこをちょっと確認の意味でもう一回お伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

ちょっと具体的な問題なので、保健福祉部長から答弁させます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

先ほど市長もちょっとお答え申し上げましたけれども、私ども二重三重に健康調査のほうを進めていきたいということで考えております。

まず 1 点目は、半壊以上の方々を対象にしたすべての世帯ということで、まず救ってほしいと申しますか、確認をしてほしいと。そのほかに、実は災害時要援護者システムというものも今現在、再構築をさせていただいております。こちらのほうに登録をしていただけるかどうかということの確認を区長や民生委員と、こちらのほうの確認につきましては被害の程度に関係なく、いわゆるサポートが必要な方々をすべて対象にしておりますので、その中には身障者の手帳を持った方、手帳を持っていなくても高齢の方、そういった方々がすべて含まれますので、そちらのほうで確認をとりながらサポートしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（板橋恵一）

3 番江口正夫議員。

○3 番（江口正夫議員）

では、要援護者対策事業のほうでやるということによろしいんですね。

これまでも要するに災害時要援護者対策ということで、防災計画の中にも強くうたわれてますし、そこがどうもうまくこれまでいってなかったような教訓もあると思うんですよ。ですから、そこら辺、今回新たに積極的に取り組まれるということであれば、そこら辺しっかりと教訓生かしてやっていただきたいとお願いをして、質問を終わります。

以上です。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

1 番柳原清議員の登壇を許します。

（1 番 柳原 清議員登壇）

○1 番（柳原 清議員）

私の質問は、通告どおり 2 問です。

1 問目は、仮設住宅ふろへの追いだき設置についてです。

昨年 5 月に入居が始まり、今回、仮設住宅では初めての冬を迎えました。本市の仮設住宅は寒冷地仕様とはいいいながら、北国の寒さを考慮したつくりにはほど遠いという声が居住者から上がっております。例えば断熱材の厚さが最小限であり、床、壁が冷たい。窓が二重サッシになっていない。玄関に風除室が設置されておらず、玄関に雨が吹き込むなど切実

な要望が出され、その都度、国・県に要望を行い、国会でも取り上げられ、少しずつ改善が図られてまいりました。床には畳が入れられ、窓の二重サッシ化、玄関への風除室の設置、エアコンの追加設置などの改善が実現をしてまいりました。その他通路の舗装や非常通報ベルの設置、玄関のドアチャイムの設置なども行われ、仮設住宅の住環境は一定改善されてまいりました。しかし、これらの改善は、本来ならば入居時点で当然なされているべきものであったと思います。それが住民の強い要望によってやっと実現をしたというのがこの間の経過ではなかったでしょうか。

しかし、要望の多かったふろの追いだき機能の追加はまだ実現しておりません。仮設住宅のふろは大変小さく、冬場はすぐに冷めてしまいます。また、追いだき機能がないため、次に入る方はまたお湯を張らねばならず、ガス・水道代がかさみ、時間もかかってしまいます。家族の多い家庭ではなおさら大変です。

このほどやっとふろへの追いだき設置が決まりましたが、6月の県議会で補正予算が承認されれば7月中旬に業者と契約をし、県北より設置を始める。したがって、ことし中の本市への設置は困難だと、こういう話も聞きます。追いだきを主に使用するのは冬場であり、寒くなるまでに設置が完了することがぜひとも必要です。寒くなる前の設置を県に強く要望するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

追いだき設置は、既存の住宅の壁及び浴槽へ穴をあけ、追いだき用のパイプを設置し、ボイラーも大型のものに取りかえる、こういうもので、かなりの工事になります。山王の仮設住宅で試験設置したときには設置に4時間ほどかかったそうであります。機材も人手も限られている中での設置ですので、設置には必要性の高い家庭から順次設置することが必要だと思います。例えば家族の多い世帯から行うなど考慮するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2問目は、新田西部を流れる中野堀の環境改善についてです。

昨年の大震災で七北田川の中野堰が壊れ、この堰から取水をしている中野堀に水が流れなくなっております。一度仮復旧して水が流れるようになったものの、さきの雨で再び壊れ、本年中の復旧は困難な状況となっております。気温の上昇とともに堀の水位が減少し、藻の発生、悪臭の発生が懸念をされております。中野堀の環境悪化を防ぐ対策についてお聞きいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の仮設住宅の追いだき設置についての御質問でございますが、5月24日に開催された県の説明会では、設置時期については7月中旬から順次工事に着手し、優先順位は多

人数世帯から先行して施工するとの考えが示されております。

本市におきましては、おふろの追いだき設置を標準仕様として全戸設置の方針で対応してまいりたいと考えております。また、設置時期につきましては、施工業者が決定後、県と協議し、できるだけ早期に設置が完了するよう強く要望してまいりたいと考えております。

2点目の新田中野堀の環境改善についてでございますが、御質問をいただきました通称「中野堀」につきましては、仙台市の一部の地域で農業用水路として利用されておりますが、本市においては新田高橋地区の宅地化に伴い、農業用水路としての役目を終了し、現在は新田地区及び高橋地区の雨水排水が流入する水路となっております。多賀城市の新田浄水場付近の七北田川堤防に取水口があり、通常はその取水口から中野堀に水を取り入れております。

しかし、昨年の震災とことし5月の大雨により、七北田川の水位を調節していた中野堰が破損したため、中野堀に水を取り入れることができなくなりました。その結果、水の滞留による水質の悪化と水生生物の死骸により、昨年の夏から悪臭が発生するようになりました。中野堰を管理する仙台市では、今年度改修工事を行うことを予定していますが、改修工事が完了するまでの中野堀の悪臭対策として、中野堀に並行して流れる宝堰から流れる農業用水路の水の一部を分水し、一時的に中野堀に流入させる方法について検討を行っております。しかし、農業用水路を分岐したり流れる方向を変更させたりすることは、水利権者等の承諾を得る必要がありますので、今後、梅雨明けの渇水時期をめぐりに関係者の御承諾をいただいた上で対応してまいります。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

追いだきの設置時期はこれから検討・協議をするということですが、本当は最初から追いだきが基本仕様に入っていればよかったわけなんですけれども、今回、仮設の居住者の方に追いだきに関するアンケートをとって、6月15日までに回答するということとアンケートをとられたわけですが、今、アンケートをとって設置がことし中にできるかどうか、ちょっと心もとない状況だとすれば、もし来年になってしまった場合、この半年間、何をやっていただいたというような声が出るのは必然だと思います。例えばそういう場合、県の責任だからということでは済まないと思いますが、今のところ、ことし中に寒くなるまでの設置のめどというのは立っているのかどうか。もし延びそうな場合、市として何かできる手だてはないのかということをもう一度お答えいただきたいと思います。

中野堀の関係ですが、中野堀、まだ仙台市で6町歩ぐらい耕作をされている方がいるということで、中野堰もことしの夏には間に合わないけれども、仙台市のほうでは復旧をするというふうに言っているようであります。

中野堀に関しては管理が仙台市だということがあって、あと中野の耕作地の関係もあるの

で、今すぐどうこうということはできないと思いますけれども、今後またこういうことがあることも考えられますので、今後、堀の管理をどのようにしていくのか、今後の課題として研究していただきたいと思います。中野堀のことは、これは答弁は要りません。1 番目の追いだきの件だけもう一度お願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

第 1 番目の仮設住宅の追いだき設置についてでございますけれども、質問の中で家族の多い仮設からというふうな話、また答弁で多人数世帯からということでございますので、御了解いただきたいと思います。

また、アンケートの関係等につきましては、保健福祉部長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

アンケートの集計結果につきましては、6 月 15 日までの回答ということにさせていただいておりましたので、まだ詳細の集計は出ておりませんので、よろしく申し上げます。

それから、設置の時期ということについての御質問だったわけでございますが、5 月の説明会のときにも、できれば冬が来る前までに設置ができるように、県のほうで最大限の配慮をお願いしたいという申し入れは行っております。その際、県のほうの説明としましては、できるだけ北のほうから、いわゆる建設をした業者ごとに、業者が 10 数社ございますので、例えば多賀城市の場合は 3 業者、三協フロンティア、ダイワハウス、積水ハウスという 3 業者なんですが、それぞれの事業者が北側から順序にやってくるというお話を受けております。ですから、最後終わるのが一番南のほうの山元ということになろうかと思いますが、その業者によっても設置場所が異なっておりますので、個別の業者が決まりましたら、どうか、県のほうの入札というか予算ができ次第、業者のほうと打ち合わせをしながら、私もとしましては冬が来る前には全部終わらせたいと、このようなことでこれから進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（9 番 佐藤恵子議員登壇）

○9 番（佐藤恵子議員）

私の質問は 3 点でございます。

1 問目は多賀城市の仮設店舗への入居促進と入居期限の延長についてお伺いをいたします。町前三丁目に仮設店舗がつくられ入居した幾つかの事業者が営業を始めております。土地が少ない多賀城市で仮設店舗の用地確保に当局の担当は大変御苦労されたということを

聞いております。その努力には敬意を払いつつ、今回建設された多賀城市の仮設店舗が文字どおり市の復旧のシンボルとなるように市として最大の支援を行っていくことが必要だと考えるものでございます。

私は先日、入居して既に営業を始めている方々と懇談をいたしました。その中で市や国に対してたくさんの要望が出されました。まず出されたのは、空き店舗がまだまだ残っており、このままでは訪れる人もまばらで仮設店舗全体が力を合わせ復興に向けたイベントを考えているが、それもできない。自分たちには宣伝能力もないので市は入居促進のためにあらゆる努力を行ってほしいということでございました。

入居促進するために仮設店舗を囲む環境や環境整備を急ぐことはもちろんでございますけれども、入居に当たって整えなければならない設備費用の市の支援策も大切なことではないかと私は考えます。

仮設店舗で営業をするためには相当の設備投資がかかります。入居者の多くは津波で店舗が流された人たちでございます。店舗への直接補償は今の制度では全くありません。全部自前で再建資金を調達しなければなりません。また、県の被災店舗などへの補助制度も仮設店舗入居者にはありません。福島県のいわき市では、県と市で仮設店舗に入居する方に600万円の直接補助を行っていると聞きました。市として独自の補助制度を検討してはいかがでしょうか。こんなことも提案していきたいと思えます。

そして、仮設店舗の営業に当たって何よりも強く出されたのは、入居期限の延長でありました。市の募集要綱でもおおむね2年以内となっております。これでは設備投資も回収もできない。せっかくつながってきたお客さんを失ってしまうこととなります。

被災して自宅も店舗も失ったある方は、仮設住宅も店舗も2年の期限では、仮設住宅は1年延長になりましたけれども、住まいの再建も商売の再建も先が全く見えないと言われておられました。また、ある方からは仮設店舗に入るまで1年間も収入がなく、ようやく入れたのに2年で終わりということでは生活が成り立たない。しかも2年で出るということになれば、少なくとも半年前から移転先を探さなければならない。毎日の営業を家族総出でやらないとならないのにそんな余裕はないという声が切実に届けられました。入居期限2年ということがネックになり応募を躊躇したという声もあります。入居期限を延長すれば応募者がふえることは明らかでございます。

仮設店舗は、中小企業基盤整備機構から市町村の要請に応じて仮設工場や仮設店舗を整備し、期限に関しては市町村が決定するということになっております。もちろん国の意向も重要になると思いますが、3月6日の衆議院復興特別委員会で高橋千鶴子議員の質問に、経済産業省の柳澤副大臣は、「期限に関しては市町村が決定するということになっているが、ただ経産省としてもこれをもっと柔軟に対応していただくようにできるだけ連携を図っていききたい」と答弁しています。

こうした国の意向を踏まえ、市として仮設店舗を延長することを明確に打ち出し、そのことを国に取り計らっていくことが必要だと考えます。仮設店舗のにぎわいが多賀城市の復興

の大きなシンボルの一つとなるように、仮設店舗の入居期限延長について市長の明確な答弁をお願いいたします。

次に、被災した建築物解体撤去の延長について伺います。

本市における解体撤去申し込み並びに作業は既に終了したとされていますが、被災住民の方々からは解体撤去の受け付けを再開してほしいとの声が多く寄せられております。

理由の多くは、自宅を修理して住むほうがいいのか、また津波が来るのではないか、あるいは市の防災対策がはっきりしないままで判断がつかねた。解体してしまったら住むところに困ってしまう。さらには震災当初、役所の窓口は混雑して、すっかり解体撤去の申し込みをしていたと思っていたが、実際の受け付けがされていなかった等々の事情が聞かされてございます。

市はこうした被災者の要求にこたえ、再受け付けをすべきではないでしょうか。

環境省は3月末で締め切るとは言っていない。そして受け付け期限は各自治体で決めれば国の補助対象になると明言をしています。近隣自治体では石巻や名取、仙台、塩竈が被災家屋解体の延長を行っています。

こうした方々は現在、仮設か借上仮設住宅に住んでいるわけですが、生活再建のための援助として解体撤去を進めてきた考え方を継承すれば、当然こうした要求を放置することはできないと考えます。本市においても解体撤去の申請再受け付けをするべきと思いますが、市長の答弁を求めます。

3つ目に、ことし9月に打ち切られる医療費と介護保険の減免措置の再延長について伺います。

大震災から1年3カ月が過ぎましたが、多賀城市内でも多くの被災者の方々はいまだに生活再建の見通しが立っておりません。家を津波で失った4人暮らしのAさんは、夫はいまだに日稼ぎの臨時雇用で、5月は10日間しか仕事がなく、病気の子供も抱え、医療費減免が9月に打ち切られたらと思うと心配で夜も眠れないと言っていました。また、仮設住宅に住んでいる高齢者で年金暮らしの御夫婦からは、夫が脳梗塞で入退院を繰り返し、3月から4月まで20日間入院して、食費だけで1万5,000円かかり、さらに医療費がかかるようになったら暮らしていけない。こんな訴えもされました。この方たちはデイサービスやショートステイなど介護保険も利用しており、医療費と介護保険の減免措置が打ち切られたら二重三重の負担増になってしまいます。

本議会にも県内の医療団体から被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書の採択を求める要請が提出をされてございます。医療団体の調査の中では被災地で体調不良や持病の慢性悪化が進んでいることや、これまで治療を我慢してきた人が自己負担の免除で治療できるようになったなどのケースが生まれていると報道をされました。

また、介護の現場では、狭い仮設住宅暮らしの中で運動機能が低下し要介護度が上がってしまったケースや、介護施設での食費や居住費が減免から外されたために十分なりハビリを受けられず体調を悪化させてしまったということも起きています。多賀城市内でも介護保

險の減免を受けている方はたくさんいます。笠神地域の居住介護支援事業を行っている事業所では、利用している被介護保険者での36%が減免を受けているという状況がございます。

仮設住宅の入居も当面1年延長になりました。被災地の復旧・復興はまだまだ時間がかかります。こうした状況の中で被災者が安心して医療や介護を受け、生活再建に向けて踏み出せるよう、医療・介護の減免措置の継続を市としても国に働きかけていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の仮設店舗への入居促進と入居期間の延長を図ることについての御質問でございますが、1点目と2点目の質問が関連しますので、あわせてお答えを申し上げます。

この仮設店舗につきましては、24事業者から事前入居申し込みがあり、昨年12月1日に最終入居確認の上、中小企業基盤整備機構に仮設店舗・仮設事務所等の建設エントリーを行い、本年2月23日に24区画の仮設店舗・仮設事務所の建設が開始されました。しかし、本年2月29日の入居本申請では、11事業者のみの申し込みでございました。この結果を踏まえ、即日、入居事業者の募集を本市ホームページに掲載したほか、その後、本市の5月号広報誌及び河北新報社の御協力も得て募集記事を掲載いたしました。さらに、多賀城・七ヶ浜商工会の6月号広報誌にも募集を掲載しており、6月15日現在、15事業者が入居している状況でございます。

このような入居辞退者が出た背景ですが、1点目は、県の商店復旧支援補助金、商業者活動再開支援補助金の補助要件が仮設店舗入居者を対象外としていること。2点目は、仮設店舗の使用期間が2年3カ月と短期間で店舗改修費などの投資経費分が回収できないことにより入居率の低さにつながっていると推察しております。

このことを踏まえ、今後、入居条件の緩和や建築物の期間延長などを復興庁及び宮城県等の関係機関に働きかけてまいりたいと思います。

2点目の震災家屋解体の再度の受け付けについての御質問ですが、被災家屋の解体撤去につきましては、環境省から市民の安全確保のため、震災によって倒壊の危険がある家屋は平成23年度内にすべて瓦れきとして撤去するよう指示があり、本市におきましても震災家屋解体の受け付けを平成23年5月6日から同年12月28日まで7カ月を超える期間を設定し、一般住宅、会社の事務所など約1,500件の家屋解体を委託業者の協力を得ながら実施してきました。この間、本市ではこの事業を強力に推進するため、家屋解体に伴い膨大に発生する災害等廃棄物を処理する県内被災市町村では初めての独自の中間処理施設を設

置し、いち早く震災からの復旧に取り組んでまいりました。

一方、一部の被災市町村では集団移転の方針のおくれなどから、平成 24 年度も被災家屋の解体受け付けを行っているところや、大量の震災瓦れき等の処理に追われ、被災家屋解体作業そのものがおくれたり、または解体件数が委託事業者の能力を超えてしまい、平成 24 年度も継続して解体せざるを得ない状況であることを確認しております。

環境省が平成 24 年度国庫補助対象に認めている解体被災家屋は、修繕が困難で解体しなければ危険な物件であり、かつ被災者が遠隔地へ避難していたため所定の申請期限までに申請ができなかった方や、既に申請を受け付けて入札等を実施したものの不調になったものや、随意契約であった場合でもその物件を解体する業者がいなかったなど、やむを得ない事情がある場合に限られます。

本市では、復旧・復興のためいち早く家屋等の解体等を強力に推し進めましたので、環境省が平成 24 年度国庫補助対象に認めている解体被災家屋の条件のやむを得ない事情には該当しません。このことから、今のところ、震災家屋解体の再度の受け付けは考えておりませんので、御理解願います。

3 点目の被災者に対する医療介護の費用減免措置の再延長についてですが、東日本大震災発生から 2 年目を迎え、被災された市民の方々も生活再建の途上にあり、生活環境の変化や精神的な不安などから生活再建への影響が懸念されていることは十分承知しているところでございます。

このような状況の中、本年 4 月の宮城県市長会、6 月の東北市長会並びに全国市長会において被災者被保険者の一部負担金等の免除、国民健康保険税及び介護保険料の減免に対する財政支援の継続について決議がなされたところであります。

市民が安心できる医療介護の確保は不可欠であることから、今後とも機会あるごとに国や県に対して要望してまいります。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

仮設店舗の件につきましては、今 15 店舗入っているということで、数店舗残っているということですね。何しろ空き店舗があると、やっている人たちも力がわいてこないというお話をされていました。

仮設の店舗の環境整備の件では、入っていくところに道路のところに看板もなければ何もないと。私、何回か訪問してお弁当を買ったりいろんなことをしているんですけども、あそこを通りすがりの御近所の方たちが「ここ何っしゃ」って、「仮設の住宅いつできたんだべ」って言ったり、そうすると旗を自分たちであの人たちつくったんですね、復興横丁という旗を。それを見てああ仮設店舗なんだとようやくわかるというような状況があります。ですから、入居してからの今の皆さんの要望でもございますけれども、そういう意味では手当

てがいまいちなという思いでいるんですが、この点でもしその後進展があれば御報告をいただきたいと思います。

それから、店舗の環境についても、砂利でなくて、瓦れきを砕いたものが敷かれてありまして、大きな砕け切れない塊のコンクリート破片や鉄くずなんかがあって危ないというような声も出されていたり、あるいはトイレの使いあばいが悪いとか、いろいろ出されています。そういう環境の整備もきちんとしていくことが入居を促進するまた一つの要因ではないのかなと思っておりますけれども、その点で現状でもうちょっと進んだところがあれば御報告をいただきたいと思います。

それから、何といってもやっぱり2年3カ月しかいられないということが入居が進まない最大のネックであります。県の補助をもらったら出ていかなきゃならなかったんだねという話で、1回応募した人がみんなやめてしまったということでは、本当に宮城県の支援策は大変全国的に見ても、被災県、東北の全体見ても最低レベルでございますけれども、本当にお粗末な支援策の中で、応募したけれども、撤退せざるを得なかったというような人たちの心情を考えると、これは2年、今入った人はあと1年ちょっとくらいしか入れないわけですよ。そういう意味ではきちんとやっぱり5年なり3年以上の期間を確保するということが今、市がしなければならぬ最大の努力だと思うんですけれども、その点で復興庁の意向とか、いろいろ働きかけたいとはおっしゃっていますが、市の努力が今一番問われているときではないのかなと思いますけれども、この点でもお答えを再度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、解体です。解体は、解体しなけりゃその家に住みたい、とにかく解体集中した時期に答えを出せなかったという人が、今、解体したいという思いでいるということでは、同じ被災者であるのに、締め切りがあるということはそれは何にでもつきまとうわけですが、しかし、復興のために、一定の規模の被災した人には壊してあげて、そして復興してくださいよというお手伝いをしていくのに、その時点で答えを出せなかった人たちが今何とか支援してほしいという声が少なからず届いているという点では、国の事業でやむを得ない事情には値しないと言われたからこれはできませんというのは、これでいいのでしょうかという思いが私はします。やっぱりそれは仮設住宅に住んでいたたり、借上仮設に住んでいたたりしていた人たちのための援助としてはもう一回、再度きちんと受け付けをしていただいてその生活再建のためのお手伝いをしていくということが大事なことでないでしょうかと思うんです。仙台ではうんとニュースでも報道されましたけれども、いろいろあって結局仙台もその再受け付けに踏み切りました。そのときの条件には、みずから住む人に対して解体をしてあげるといような条件もつけているようでございます。そういう意味ではこの条件も、そのとき判断できないような建物は危険でないといようなこともさっき市長おっしゃいましたけれども、そういうようなことではなくて、一定のそこにまた壊して住みたいといような人たちのためにも、含めてそういう解体再受け付けをしていくことが大事な支援策ではないのかなというふうに思うんです。この未曾有の災害の後始末をし

ていくために、ぜひその辺でもう一回検討を強めていただくという点で御返事をお願いしたいと思うんですけれども。

それから、もう一つは、国に意見を上げていくということでは、お互いに議会でも当局でも頑張っていくということで、被災者の皆さんに支援を続けていく立場に立つということで理解をいたしましたので、1 問目、2 問目について再答弁をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初、仮設店舗のほうでございますけれども、店舗の改修費用とか投資経費分がなかなか2年3カ月では回収できないと、私のほうからも答弁いたしましたように。そういうことで、できればこの件に関しましてはできるだけ期間延長などを復興庁とか宮城県の方に働きかけてまいりたいと思います。ただ、やはりできるだけ早く次の展開、これはあくまでも仮設は仮設でございますから、自分の足で立てるような仕組みづくりを早目に行っていただくようお願いするのも、私のほうからお願いしなくちゃいけないのじゃないかなというふうに思います。

復興横丁という言葉もございましたけれども、その辺の環境の整備の進展状況等に関しましては、市民経済部長から後ほど答弁させたいと思います。

それから、解体の関係ですね。これは何といっても解体しなければ危険だということが最前提ではなかったかなと思います。解体しなければ危険だから公費で解体するわけございまして、自分の都合によってこれ解体してほしいとか何かということは、これはあってはならないわけございまして、その辺の見きわめもやらなければいけないと私自身も思います。ですから、何か佐藤議員からの再質問では仙台でも再度踏み切ったということでもう一度検討願いたいという御質問がございましたけれども、ちょっと私は無理じゃないかなと思います。もう一度その辺も市民経済部長からも答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

ただいまの佐藤議員の御質問の中で、まず仮設店舗・事務所の入居率の促進を図るために店舗周辺の環境整備の点について御質問ございました。

まず、その中で看板の設置についてでございますが、この看板の設置につきましては今議会の補正予算におきまして公益財団法人東北活性化センターから助成を受けることができまして、採択を受けまして看板を設置することに至りました。

この看板について若干御説明申し上げますけれども、ただいま御紹介あったように復興横丁という名称で高さ1.5メートル、幅45センチで、周辺に10基ほど設置する予定でございます。これにつきましては6月末、今月中に何とか設置をしたいということで、にぎ

わいを確保したということでございます。

それからあと、2点目の瓦れきを砕いた砂利敷の水たまりの件だと存じますが、これにつきましては現在、雨期に入りましてその状況が把握できましたので、現在、施工業者と施工方法等について調整いたしております、早急にこれも対応してまいりたいと思っております。

それから、共同トイレの関係でございますが、トイレの入り口の段差解消を図ることについて御指摘ございました。これは段差解消のために上がり台、スロープを固定して手すりを設置するというようなことにつきまして、これについても6月中にこれを業者に依頼をいたしまして、なるべく早急に改修したいと思っております。

それから、2点目の公費解体に関係することでございますけれども、これは佐藤議員からも御質問の中で御紹介ありましたとおり、県内の他の団体では公費解体を継続して受け付ける団体があるということでございますけれども、これはいずれもその理由がそれぞれあるようでございまして、解体を要する建築物が多過ぎるということが1つ。それから、また解体業者が見つからないと。あるいは被災建物の所有者が遠隔地に避難をして連絡ができずにいたなどの理由から延長したというようなことを聞いております。

本市においては、もう96%、約100%に近い解体で市内の建設災害防止協議会の会員事業所の皆さんが心一つにして何とか国で示しております平成23年度末までの完了を目指して、担当と毎日ミーティングをしながら何とかその解体率を確保してきたわけございまして、個々の事由、いろいろ理由があろうかと思っておりますけれども、先ほど市長が御回答申し上げましたとおり、国のほうでは所有者本人の都合ではなくて、真にやむを得ない事情があるときはこの限りにあらずというようなことで方針を示しておりますことから、どうか御理解をいただきたいと、このように存じております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

仮設店舗なんです、自立していく努力をしていただきたいと市長は今答弁されました。努力は十分にしているんです。去年被災した以後、働かない、仕事がなくなって、瓦れき処理場で働いて1年何カ月後にやっと仮設でオープンできた。そういう方や全くそこにも行けないで何とか細々と食いつなぎながら店を再開できたという意味では、これ以上努力を何をしろと言うんですか。やっぱり一生懸命努力をした結果、今やっと仮設に入れたんだけど、仮設だというだけで水道の蛇口は1カ所しかない。エアコンはついてない。ガスも1つしかない。そういう意味では開店するまでに設備投資100万、200万とかかかっているんですよ。そこを努力しないと言うんですか、市長は。そういう意味ではやっぱりうんと努力して今やっこぎつけたところで2年3カ月というのは余りにもむごい。これを3年以上の5年ぐらいのスパンで借りられるようにしていただきたいというのが皆さんの

願いなんです。そこに向けて最大限やっぱり職員の皆さんは努力をすべきですよ。それをもう一回お答えください。

それから、瓦れきは、むやみやたらに頼みっぱぐったから壊してほしいというようなことではないんです。一定の条件下にある人がその時点で申し込みを迷ってしまって、躊躇してしまったから今何とかしてほしいと、こういう思いを訴えているんですね。ですから、その一定の条件下というのは皆さん方が認証する場合だけの話だと私は思いますよ。一定の条件なんですと国に言えば国ではお金を出すんですから。そういうふうに言っているんですから、国は。そういう立場になぜ立てないのですかということを改めてお聞きして、終わります。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1 点目のほうは私から答弁いたしますけれども、2 点目のほうは市民経済部長から答弁させますので、よろしくお願いします。

私が言ったのは、仮設は仮設であり、これはいつまでたっても仮設であります。ですから、これは最初のときに私答弁したように、復興庁なり宮城県のほうに行って何ぼでも延期をしていただくように努力はいたします。しかし、最終的にはいつまでもいられるわけじゃございませんから、そういう意味での私は努力もぜひお願いしたいということではございますから、誤解のないようにお願いいたします。

以上です。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

2 点目の公費解体に関する件についてでございますが、先ほど市長もお答え申し上げましたとおり、心情的には私たちも対応してやりたいという思いは議員と同じでございますが、しかしながら、24 年度も引き続き継続して申請を受け付けている自治体については、繰り返しになりますけれども、被災した建物が多過ぎると。なかなか年度内に完了できなかった。そしてまた施工業者の手配もつかなかったというような事情によって延長したというような経緯があります。それで繰り越しになった案件の自治体もあるということで伺っております。国のほうでは所有者本人の都合ではなくして、真にやむを得ない事情があった場合について引き続き 24 年度においても国庫対象と認めているということで、これにはいろいろあるわけですが、まず、被災した建物を放置することによって生活環境上の保全上危険な建物でありながら、ただいま申し上げましたとおり 23 年度中には業者の手配がつかない。あるいは入札を実施しても不調になったということなど、23 年度中の完了を目指しながらも 23 年度中に契約に至れなかったというようなことが 1 つ。それから 2 つ目といたしまして、放置すれば生活環境上の危険な建物でありながら所有者が遠隔地にいる、あるいは長

期間所在が確認できなかったというようなこと、危険なまま今日に至ってしまったような建物、物件で、ようやく 24 年度になってから連絡がとれ解体することになったというようなこと。

ただいま申し上げましたように 2 点については、それは認められる場合がございますが、逆に認められない典型例としては、国のほうではこのようなケースを示しております。まず 1 つは、新築の資金繰りがこれまでつかなかったが、このたびようやく資金繰りのめどがついたので解体してもらいたいというようなそういったこと。あるいは 2 つ目として、半壊判定のために解体するかどうか迷ってきたんだけど、別居する子供さんと相談した結果、同居して二世帯住宅に建てかえることにしたので、半壊以上だから解体してもらいたいというようなこと。そういったことなどはこの制度からは除外されるというようなこと。専ら本人の都合というようなことで、この場合は資金繰りというようなことがあるわけですが、以上の例を申し上げましたけれども、いずれにしましても、本市におきましては 3 月末時点ではおおよそ 15 軒を残してすべて完了いたしておりますことから、多賀城市の状況としては 24 年度は継続して受け付けはしないというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

14 番雨森修一議員の登壇を許します。

（14 番 雨森修一議員登壇）

○14 番（雨森修一議員）

私の質問は 2 点であり、通告どおりに伺うものであります。

まず初めに、平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時に発生いたしました東日本大震災、来年で 3 年目を迎えようとしております。本市において被害程度が一部損壊以下で何ら支援を受けていない住家に対して、多賀城市内で使えるお見舞商品券を配布し、生活支援と地域商店の振興の一助としてはどうかの考えについて市長にお尋ねするわけでございます。

今回の大震災は、多賀城にとって千年に一度という破壊的な被害を受け、市内の 3 分の 1 が浸水、市内全域、停電や断水、各事業所の被災による多くの離職者など市全体に影響を及ぼしました。この大震災に直接に被害を受けなかった市民も日夜救援活動やボランティア活動に奔走し共助の役割を果たした様子が思い出されます。また、当時、家庭においても長期間避難者を受け入れるなど、日本民族の心のきずなが世界の人たちに評価されました。

このような大震災の被害や影響が 6 万市民に直接・間接的に及んだ状況を踏まえ、全世帯に対し均等に商品券の配布、お見舞券配布をすることも、市民一体となった復興対策の一部と考えます。多賀城市内で使えるお見舞商品券の配布により、市民生活の支援と地域商店振興の一助としても考えられます。

近隣の自治体でお見舞金・商品券等を一般市民に配布されているところを二、三紹介しますと、塩竈市ではお見舞商品券、ここにございますけれども、これちょっと拡大しております。1 枚が 1,000 円、掛ける 10 枚で 1 万円分です。この商品券を約 1 万 8,000 世帯に配布

しております。そしてまた、東松島市、やはりお見舞券 1 万円分、全世帯に配布しております。あるいはまた、気仙沼市でございますが、お見舞金ですね、これは銀行振り込みということで、この間の休会日でございます日に気仙沼市を尋ねました。役所でちょうだいいたしました。このような処理をもって市民の口座番号等を出していただいて、そして役所から 1 万円、やはり 1 万円ですね、口座に振り込んでおるという状況であります。ちょうど 6 月 16 日が休会でございますので、1 年ぶりに気仙沼市内を尋ねてみました。仮設住宅の商店街などの人たちの意見を聞きますと、さまざまな意見もありましたが、見舞金の支給については、その対策については非常に好評でありました。

そしてまた、お隣の塩竈市におかれましても、この見舞商品券を活用して高齢者の方々がカラオケを歌うなど飲食店で活用しながら非常に楽しむといえますか、市民一体となって今度商品券を塩竈市内で活用している、そのような姿が見られました。

金は生かして使えと申します。この大惨事にどのように活用するか。そのようなことを踏まえて市長のお考えをお伺いいたします。

2 点目でございます。JR 仙石線多賀城駅の高架下の活用について伺います。

昭和 51 年 3 月、多賀城市総合計画が策定、また都市センター構想により仙石線の高架が提言されました。まちづくりと一体的に整備を行う国の方針のもと、平成 4 年 3 月、多賀城駅周辺土地区画整理事業が平成 4 年度の新事業採択となり、また、平成 6 年 3 月、JR 仙石線多賀城駅鉄道高架事業が平成 6 年度の新事業採択事業にされました。昭和 51 年多賀城駅の都市センター構想より 36 年の歳月を経て本年 4 月 8 日、仙石線多賀城駅地区連続立体交差事業交差の切りかえ式典が行われました。駅周辺の踏切を 4 力所廃止することで市民の悲願であった交通形態が緩和されるに至りました。伴い、平成 25 年度中には下り線のホームや新駅舎が完成の運びとなったことは、まことに喜びの思いをいたします。長期にわたりこの事業に取り組んでこられた各首長、職員、そしてまた議会の御苦勞は大変であったらうと思う次第であります。

さて、JR より多賀城市に借り受けできる多賀城駅高架下の 15%分の事業計画について以前にも伺ったことがあると思いますが、近い将来、駅前交番を目的とした用地、駐輪場 2 階建て、あるいは観光案内施設など説明は受けております。

6 月 7 日に仙台 JR 東日本支店に伺いまして、JR 側の具体的な高架下の利用計画について伺いましたが、今日未定であるという回答でありました。新駅舎が完成以降、取り組んでいくとの企画室担当の説明でもありました。その中で、多賀城市にお貸しする 15%分については、公共施設を目的としたものが前提になっているようでございます。

私の考えといたしまして、JR 側に強調いたしましたことは、公共施設は最も必要であるが、各地の鉄道高架下に訪ねたり出会うときに、人の人情味のある特別の場所、あるいはまた駅下の顔、情報の発信地、市民の憩いの場所、さまざまな役割を持った高架下、多賀城にぜひ必要である。市の活性化に大きな原動力をもたらすものである。JR の担当者も同調したようでございます。JR の担当者もやはり市民の集いの場所であるような高架下であってほし

いなというような個人的な考えを示しておりました。

多賀城市民の目線をしっかりと認識して、JR側に強く要望することを考えます。後手に回らず、先手先手と攻めることが望まれると考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健治郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

雨森議員からの御質問にお答えいたします。

1点目の震災見舞商品券の支給についてでございますが、議員御存じのとおり、東日本大震災は本市において半壊以上の世帯が5,500世帯という甚大な被害をもたらしており、被災された方々に対しましては、各種支援制度を最大限に活用するとともに、市独自の支援策としまして、一部損壊住宅補修工事業補助金制度及び被災事業者支援事業補助金制度を実施しており、被災者の皆さん一人一人が一日も早く生活再建できるよう対応しているところでございます。

御質問のとおり、一部損壊以下で何らかの支援を受けていない方々への震災見舞商品券支給につきましては、非常に心情的には理解はできるわけでございますが、復旧・復興の現状を踏まえたとき、限られた資源を有効活用する意味において震災見舞商品券支給よりも優先すべき事業が多いということで、実施は困難であるというふうなことで御理解をぜひお願い申し上げたいと思います。

2点目のJR仙石線多賀城駅の高架下利用についてでございますが、高架下利用可能面積約9,540平米の15%相当部分、ですから1,430平米を公租公課相当額で利用することができますことから、これまでの協議で自転車等駐輪場を駅の西側に1,060平米、警察官立ち寄り所を旧留ヶ谷踏切の東側に320平米、観光案内所を自由通路に面して50平米とする3施設を計画しております。また、15%相当分を除く高架下利用につきましては、JR東日本株式会社が使用料を徴して貸し付けることとなりますが、現在のところ、用途はまだ決まっていないということでございますので、市といたしましては、まちづくりに配慮した高架下利用になるように、今後もJR東日本株式会社と宮城県の3者で協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

14番雨森修一議員。

○14番（雨森修一議員）

ただいま市長より御回答いただきましたが1点の商品券配布についてであります。

これは以前も市長に同じような趣旨のことを申し上げておったわけではありますが、今紹介した3市以外にもこの近隣の市、各市においても何らかの形で市独自で一般市民の方々に

支援しておられるのではないかと今考えておるんですが、この3市を取り上げてみたんですが、やはり各役所、例えば東松島市を訪ねましても、あるいは気仙沼に行きましても、多賀城は金持ちだと言うんですね。多賀城市は金持ちだと。あとは市長のお考え次第ですと。それは市長がお考えになることです。いやいやこういう感じなんです。いや、いい悪いは別ですよ。これは市長の政策である。だから、ほかのほうに金を使うからそっちには考えていないと。これは非常に工夫のない、もしも、聞いてますか。工夫のない回答だと私は思うんですよ。もう少し、やはり市長、各地を回っておられて広く市民の声を聞きながら皆さんとともにお話をしておられるその活動の中で、私は少なくともそういったきめの細かい、皆さんが一生懸命になってボランティア活動、そしてまた、それはもう言葉にならない活動を各地で皆やっておられます。そういった方々に千年に一度こういった体験をした。その中で将来語れるような行政、心遣いがあるべきだと私は考えます。金にはほかに使うこといっぱいある。どこの行政だって皆同じことですよ、これ。決して楽な市はございません。塩竈でもそうだと思いますよ。ある面においてはばらまきだという御方もあるでしょう。ばらまきじゃないんです。市民の声を聞いてください。非常に喜んでおります。中にはばらまきだという市民の声も一部あるようでございますけれども、私は決してこのお金を多賀城の一般会計の財源を活用してでも市民の皆さんに広く配布しても、だれしものが感謝こそすれ、怒る人だれもいないと思いますよ。ぜひ市長、来年は3年目を迎えるんです。決して遅くはございません。今こそそういったことを再度執行部の皆さんと検討しながら市長、ぜひ多賀城方式を検討しながらお願いしたいと、そのように考えております。

それから、高架下の問題であります。私も初めて仙台支社にお邪魔しました。3名の職員が気持ちよく出迎えてくれまして、いろいろとお話を聞いておったわけですが、やはりJRから多賀城市が借りるんだということでありまして、受け身であります。しかし、私ははっきり申し上げてたんですよ。多賀城市に必要なだから多賀城駅があるんだと。だから、多賀城の意見が十分に反映されることが当たり前でないかと、これははっきり申し上げました。JRのものだからJRから借りるというような、それはもちろんそうでありますけれども、まず多賀城市民が多賀城の駅に、そしてまたその高架を活用しながら多賀城の憩いの場所、そういったことを多賀城に何も無い、駅前も寂しい。夕方夜8時か9時になると猫の1匹も歩いていないとか、そういうのでは何か寂しい声が聞かれます。ぜひこの多賀城の高架下が憩いの場所になるような、そういった計画をJR側にどんどん申し入れた、15%以外のところでもいいじゃないですか。そして、そこがいろいろと情報の発信地でもあり、今それを計画していかないと、これもう企画されてしまったら、公共用地が優先する。確かにそのとおりですよ。だけれども、それでは今までと同じような多賀城の駅前非常に寂しい。形があっても中身がない。そのようなことを市民からそのような声も聞いております。それについて再度お尋ねいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

第1点目の3市の事例を挙げながら雨森議員もお話ししておりましたけれども、私の答弁の中に一部損壊住宅補修工事業補助金制度、これは一部損壊の方ですよ。それもうちのほうではやっております。それから被災者支援事業補助金制度、これもやっているわけでございまして、ほかの自治体よりも手厚くやっているつもりでございます。また、以前に平成23年に、これ多賀城・七ヶ浜商工会でやったやつですけれども、平成21年、1割増し商品券、これやったんですね。ところが、この換金割合をどこに行ったかという、大型店だけがもうかったんですね。86%大型店での商品を買ったということで、これ1万円例えば配って何か買い物でもやってくださいと言ったら、同じような結果に終わったんではこれは何も地元に貢献するものはないなという思いもあるわけでございまして、その辺も考えた上でやっぱりためらったということもあるわけでございます。その辺のこともぜひ御理解いただきたいと思っております。

また、高架下の問題に関しては、来年の末ぐらいまでには全部完成、フルオープンできるわけでございますから、できるだけJR東日本と宮城県と連携しながら、猫1匹も通らないような状況ではなくて、当然明かりがともるような高架下のあり方を早目に検討して、その結果を皆様方に早目にお知らせしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（板橋恵一）

14番雨森修一議員。

○14番（雨森修一議員）

ただいまその市長のお答えの中に、商品券を配布したら大型店舗にいわば吸い込まれてしまう。これは勉強不足ですよ、はっきり申し上げて。ちゃんと店舗の坪面積の分で決まっているんですよ。ですから、大型店舗も商工会には入っているんですよ。だけれども、坪面積といったそういった問題も例えば塩竈方式、あるいはまた、私がなにした東松島方式ですか、東松島の場合は半分は大型店でも使えるんだということですよ、5,000円分は。5,000円は大型店舗使えませんというような独自のいろいろ考えて策を練っているんですよ。大型にみんな行っちゃうからだめなんだと。そうじゃない。それは無策なんです、はっきり申し上げて。

それから、塩竈の場合は大型でなかなか使えないように赤ちょうちんの店でも、やっぱりポスター下げてありまして、そして赤ちょうちんのお店でもお年寄りがカラオケを歌ったり、おでんを食べながらこの券を活用しながら有効に地域の復興に役立っているんです。ですから、ぜひそういう、できないんじゃないしに、やらないんじゃないしに、いかにやればできるかということを考えていかなきゃいけないと思うんです。上杉鷹山の言葉ありますから、余り言いませんが、市長もすべきだと思います。ぜひいろいろな角度から、塩竈では塩竈方式と言っているようです。言う欠点もあるでしょう。しかし、塩竈方式としてこのやり方をやりましたということは担当部署で話しておりました。

それから、ぜひ市長、今から遅いとか、そうじゃなしに、私、市民の声を市長も心豊かな御方だと思しますので、ぜひ市民の声を心を酌んでいただいて、この千年に一度の大惨事ですよ。その際に多賀城のような金持ちの市が、よそから言われればですよ、よそから見たら多賀城、金持ちと皆言いますよ。市長、財布のひもを緩めてしっかりと市民の心をつかんでください。これはあえて申し上げます。

それから、高架下の問題ですが、おっしゃるようにそのとおりでありまして、これは JR がああしてしまったからだめなんだでは困るんですよね、はっきり申し上げて。その先々へ行かなくちゃいけない。そして少々無理であっても JR にどんどん押し込んでいく。無理を承知ですよ。それぐらいのやっぱり熱意を持たないと、あれセッティングしてしまったら、後から変更なんかできませんよ。ぜひ、まだ 2 年、3 年後のようでございますので、私も一市民として仙台に足を運びたいと思います。そういうことで、とにかく先方から与えられるんではなしに、まず多賀城が率先して、県であろうと国であろうと多賀城市民にとってプラスになることは堂々と進めていただきたいと、そのように思うんですが、最後に市長、再度お尋ねします。いいですか、気持ちを。再度気持ち。

○議長（板橋恵一）

どちらのほうですか、1 問目ですか 2 問目ですか。

雨森修一議員、はっきりと何をお聞きしたいのか、その要点を言ってください。

○14 番（雨森修一議員）

わかりました。じゃ 1 番目の見舞金の、第 1 問目のほうの回答をお願いしたいと思います。市長の気持ちでいいです。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1 番目のやつは商品券のこと、たまたま前にやったものですから、その辺をちょっと事例にしたんですけども、現金であればまた違うわけございまして、何にでも使えるわけございまして。

御存じだと思いますけれども、この一部損壊の関係の私が答えたやつ、マックスで 10 万円ですよ。やっぱり幾らでも痛んだ方の気持ちを考えてそういうものまで手配しているわけございまして、すべて私自身は果たして 1 万円で本当にそれが皆さんの幸せにつながるのか。これはちょっとそれよりもやるべきことが、いろんな問題がまだまだ緒についたばかりでございまして、これからやるべきことがまだいろいろ出てくると思います。その辺をぜひもう一度御理解いただきたいと思います。

連続立体交差事業の下の部分につきましては、当然 JR がこうしたああしたじゃなくて、多賀城市としてあるべき方向性を見きわめて物を言っていくという姿勢をとりたいと思います。

以上です。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後 2 時 18 分 延会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 24 年 6 月 19 日

議 長 板 橋 恵 一

署名議員 根 本 朝 栄

同 雨 森 修 一